

## ネットワーク等経費に関する覚書

社会保険診療報酬支払基金（以下「甲」という。）、公益社団法人国民健康保険中央会（以下「乙」という。）、厚生労働省労働基準局（以下「丙」という。）、健康保険組合連合会（以下「丁」という。）及び厚生労働省大臣官房会計課（以下「戊」という。）は、委託業者に支払うネットワーク等経費に関して、次のとおり覚書を締結し、令和2年10月21日付けをもって甲乙丙丁間で締結したネットワーク等経費に関する覚書は令和3年3月31日限り廃止する。

第1条 ネットワーク等経費とは、ネットワークの共同利用部分に係る使用料（以下「ネットワーク使用料」という。）及びネットワークサポートデスク経費をいう。

第2条 甲、乙、丙、丁及び戊が負担するネットワーク等経費については、経常費用に①から⑤に定めたそれぞれの負担割合を乗じて得た額をもって、それぞれの負担額とする。なお、1円未満の端数が生じたときは、円未満第1位を四捨五入した額とする。

① ネットワーク使用料中、医療機関ネットワーク（回線費）経費の負担割合

ア 令和3年12月まで

甲及び乙と丙がそれぞれ認定等している医療機関及び薬局の機関数比

46：10により算出し、甲及び乙が82%、丙が18%とする。

イ 令和4年1月以降

甲及び乙、丙並びに戊がそれぞれ認定等している医療機関及び薬局の機関数

比46：10：23により算出し、甲及び乙が58%、丙が13%及び戊が

29%とする。

② ネットワーク使用料中、医療機関ネットワーク（機器・保守運用）経費の負担割合

ア 令和3年12月まで

甲及び乙が3分の2、丙が3分の1とする。

イ 令和4年1月以降

甲及び乙が4分の2、丙が4分の1及び戊が4分の1とする。

③ ネットワーク使用料中、中継ネットワーク（回線費）経費の負担割合

ア 令和3年12月まで

甲、乙、丙及び丁がそれぞれ使用する帯域比により算出し、甲が21分の

10、乙が21分の5、丙が21分の2及び丁が21分の4とする。

イ 令和4年1月以降

甲、乙、丙、丁及び戊がそれぞれ使用する帯域比により算出し、甲が22.5分の10、乙が22.5分の5、丙が22.5分の2、丁が22.5分の4及び戊が22.5分の1.5とする。

④ ネットワーク使用料中、事業者ネットワーク（機器・保守運用）経費の負担割合

ア 令和3年12月まで

全体の2分の1（被用者保険保険者分）を甲とし、残りの2分の1のうち甲及び乙がその3分の2、丙がその3分の1とする。

イ 令和4年1月以降

全体の2分の1（被用者保険保険者分）を甲とし、残りの2分の1のうち甲及び乙がその2分の1、丙がその4分の1及び戊がその4分の1とする。

⑤ ネットワークサポートデスク経費の負担割合について

ア 令和3年12月まで

甲、乙及び丙がそれぞれ認定等している医療機関及び薬局の機関数比46:10により算出し、その負担割合は甲及び乙が82%、丙が18%とする。

イ 令和4年1月以降

甲及び乙、丙並びに戊がそれぞれ認定等している医療機関及び薬局の機関数比46:10:23により算出し、甲及び乙が58%、丙が13%及び戊が29%とする。

第3条 前条の負担割合の取決めについて変更が生じる場合は、変更の3ヶ月前までに甲、乙、丙、丁及び戊が協議の上、確定するものとする。

第4条 この覚書の有効期間は、覚書適用の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了に当たって、甲、乙、丙、丁又は戊のいずれかにより本覚書の変更について、期間満了の3か月前までに文書による意思表示がない場合は、期間満了後、さらに同一条件をもって1年間更新したものとみなし、その後の更新についても同様とする。

第5条 この覚書に定めのない事項及び各項目の解釈に疑義等が生じたときには、甲、乙、丙、丁及び戊が協議の上、解決に当たるものとする。

第6条 この覚書は、令和3年4月1日から適用する。

この覚書の証として、本書5通を作成し、五者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年3月26日

甲 社会保険診療報酬支払基金

理事長 神田 裕二



乙 公益社団法人 国民健康保険中央会

理事長 原 勝見



丙 支出負担行為担当官

厚生労働省労働基準局労災管理課長

山田 敏充



丁 健康保険組合連合会

会長 宮 永俊



戊 支出負担行為担当官

厚生労働省大臣官房会計課長

宮崎 敦文



取

付

た  
の  
間  
つ

事

3。

